

実践的三段論法について¹

金子 裕介

§1 実践的三段論法の実践性

アンスコム『インテンション』は、現代の行為論を先導した著作である。この著作で彼女は意図的行為を中心問題としながらも、観察によらない知識、記述の下での行為、反因果説といった様々な話題を提供した。本稿で取り上げる実践的三段論法も、その一つである。アンスコムはその源泉を、アリストテレスに求めている(Anscombe[1957],§33,pp.57f.)。

では、実践的三段論法とは、一体どのようなものなのか。一般に次が、その典型例だと考えられている(ibid.,§33,p.58)²。

- (1) 乾燥した食べ物は、如何なる人間にも適している。……………大前提
 しかじかの種類の食品は、乾燥した食べ物である。……………
 「私」は人間である。……………小前提
 「これ」はしかじかの種類の食品である。……………
∴ 「これ」は「私」に適している。……………結論

この推論の論理的妥当性³は明らかであろう。このことは、(1)を次の通りに論理式化してみれば分かる。

- (1') $\forall x \forall y \{[(x \text{ は乾燥した食べ物である}) \wedge (y \text{ は人間である})] \rightarrow (x \text{ は } y \text{ に適している})\}$
 $\forall z [(z \text{ はしかじかの種類の食品である}) \rightarrow (z \text{ は乾燥した食べ物である})]$
 (「私」は人間である)
 (「これ」はしかじかの種類の食品である)
∴ (「これ」は「私」に適している)

(1')の諸前提から、全称例化、Modus Ponens、連言の導入則を使って、結論が論理的に導き出される。

しかしこの論理的妥当性のために、逆に、「実践的三段論法は普通の三段論法と

何処が違うのか。取り立てて実践的な働きがあるのか。」という疑問が生じる。なるほど、実際、(1)の結論は何ら、現実における行為の発生を明言していないのである。(1)の結論は、ただの価値判断と言うべきだろう。)

アンスコムはこの点に気付いていた(op.cit.,§33, p.59)。だが同時に、彼女はこの点に困難を見出してもいなかった。彼女は次の様にすれば、この難点を回避できると考えていたのである。即ち、例えば(1)だったら、その大前提の後件に現れている「適している」を、助動詞「べし」や動詞「する」を使った表現に書き換えて、次の通りに再構成すれば良いと考えたのである⁴。(「…」の部分は(1)や(1')と同じ。)

(2) 乾燥した食べ物を、如何なる人間も食べるべきだ。

…

∴ 「これ」を「私」は食べるべきだ。

(2') $\forall x \forall y \{[(x \text{ は乾燥した食べ物である}) \wedge (y \text{ は人間である})] \rightarrow (x \text{ を } y \text{ は食べるべきだ})\}$

…

∴ («これ」を「私」は食べるべきだ)

(3) 乾燥した食べ物を、如何なる人間も食べる。

…

∴ 「これ」を「私」は食べる。

(3') $\forall x \forall y \{[(x \text{ は乾燥した食べ物である}) \wedge (y \text{ は人間である})] \rightarrow (x \text{ を } y \text{ は食べる})\}$

…

∴ («これ」を「私」は食べる)

(2)(と(2'))が、「べし」への書き換え、(3)(と(3'))が、「する」への書き換えである。これらの書き換えにより、実践的三段論法はそれなりの実践性を示す様に見える。だが、このアンスコムの回避策は、むしろ、実践的三段論法の難点を際立たせているだけではないか、と私は思う。

まず、(2)即ち「べし」への書き換えを見てみよう。そこで使われている「べし」は確かに実践的である。しかしそれは未だ心理的性格を持つもの、つまり個人ではなく全称的なレベル(「如何なる人間も…」)で心に抱かれた意志、あるいは行為への要請と考えられる。そして実際、「べし」だけでは心理的次元に留まるため、現実における行為の発生を含意できないのである⁵。

それに対して、(3)即ち「する」への書き換えは確かに、未来時制だが現実におけ

る行為の発生を含意している⁶。しかしその代償としてそれは最早、行為主体ではなく観察者の視点で語られてしまっているのである。つまり「する」の実践的三段論法は、大前提に顕著な通り、生理学的法則か心理学的法則に還元される、人間の行動に関する理論的三段論法(Anscombe[1957],§33,p.60)⁷を表すに過ぎない。

こうして、アンスコム回避策にも拘らず、実践的三段論法に一つの難点が見出されたと言えよう。それは、実践的三段論法が結論部分において何ら、現実における行為の発生を明言していない、という難点である。

§2 意図的行為に対する位置づけ

しかしながらアンスコムは、(『インテンション』の中心問題である)意図的行為に、実践的三段論法を関連付ける箇所で、今述べた難点を、やや呆気ない仕方ですり過ぎてしまう。

- (4) アリストテレスによる実践的三段論法の説明の要点は、「実践的三段論法は、行為が意図的に為された際に随伴する、ある種の順序(an order)を示している。」と言っている所にある。その順序は、私(アンスコム)が「意図的行為とは何か。」を論じることに於いて到達した、あの順序と全く同じものなのである…。(Anscombe[1957],§42, p.80, 黒積[1996],p.5。意識している。)

詳しく説明しよう。周知の通り、アンスコムは意図的行為を、「何故そんなことをしたのだ？」という問いを受け入れる(その問いに application が与えられる)ところの行為、と定義した(Anscombe[1957],§5,p.9)。但しこの場合の「何故…？」という問いは、行為の理由(reason for acting)を問うもの、と限定して考えられている(ibid.)。例えば、「何故あなたはポンプを動かしたのだ？」と尋ねたとしよう(ibid.,§23)。この時、「ただそうしろと言われたからだ。」⁸と答えられたなら、それは(他者の強制という)行為の原因が答えられたただだから、アンスコムの定義では「何故…？」という問いは受け入れられていないことに成る(従ってポンプ操作は意図的でない)。それに対して、「あの家の貯水槽に毒入りの水を流し込もうと思ったからだ。」と答えられたなら、(自ら心に抱いた)行為の理由が答えられたことになるから、「何故…？」という問いは受け入れられ、ポンプ操作は意図的だと見做される。

ここで重要なのは、上述の行為の理由(「あの家の貯水槽に…」)に対して更に、「では何故、あの家の貯水槽に毒入りの水を流し込もうと思ったのだ？」と、問い

を重ねられるという点である。この、「何故…?」という問いと、行為主体の応答、というやり取りの反復可能性⁹により、話題の行為に対する理由が積み上げられて行くことになる。例えば、目下のポンプ操作の例であったら、

- (5) 「彼」はポンプを動かした ← 「彼」は「あの家」に毒を流し込もうと思った
← 「彼」は「あの家」の住人を殺そうと思った ← 「彼」は「この国」の戦争を
阻止しようと思った¹⁰

という風に、理由の連鎖が形成されるのである。

(4)の抜粋でアンスコムが「『意図的行為とは何か。』を論じることにおいて到達した、あの順序」と言っているのは、正にこの(5)で「←」¹¹に従い連鎖している理由の順序に他ならない。そして同じく(4)で言われた通り、この順序は実践的三段論法でも再現できるのである。

- (6) 「彼」は、「この国」の戦争を阻止しよう、と思った。
「彼」は、「あの家」の住人を殺そう、と思った。
「彼」は、「あの家」に毒を流し込もう、と思った。

∴ 「彼」は、ポンプを動かした。

こうして、実践的三段論法は、既に為された行為に対し、「何故…?」という問いを介して)積み上げられて行く理由の記録(history—Anscombe[1957],§25,pp.44-45etc.)、という位置づけを与えられることになる。そしてこの位置づけにおいて実践的三段論法には結論部分で、既に実行された行為が割り当てられているのだから、前節で私が指摘した難点(結論部分において何ら現実における行為の発生を明言していない—§1 最終段落)は、完全に素通りされてしまうのである。

§3 論理的妥当性の喪失

だがこれで§1の難点は解決されてしまったのだろうか。そうではない。むしろ私達はここで、二種類の実践的三段論法に直面していると考えらるべきであろう。そこで、もし時制という観点が認められるなら、その二種類の実践的三段論法を、次の通りに特徴付けることができる。

- ① 今現在直面した状況での、「何をすべきか？」という問いを発端とし、未来へと行為を決定して行く実践的三段論法。以後これを、「未来視線の実践的三段論法」¹²と呼ぼう。これは、大前提→小前提→結論へと通常通り進められることにより、行為主体の視点における思慮を表す。(1)や(2)がこの典型例である¹³。そうすると、§1 ではこの手の三段論法を論じていたことに成る。
- ② 既に為された過去の行為に対し、「何故そんなことをしたのだ？」と問うことにより、更に過去へと遡って行く実践的三段論法。以後これを、「過去視線の実践的三段論法」と呼ぼう。これは、結論→小前提→大前提へ、言わば下から上へ、理由を積み上げることにより、話題の行為の合理化を表す。(6)がこの典型例である。そうすると、§2 ではこの手の三段論法を論じていたことに成る。

アンスコムは(4)の抜粋において実践的三段論法を、過去視線(②)に限定して考えていた。だから§1 の難点(§1 最終段落)を素通りできたのである。(何故なら§1 の難点は、実践的三段論法を未来視線(①)で考えた際に生じたのだから。)

だが過去視線の実践的三段論法を考えることも、それはそれで、独自の欠点を背負う様に見える。というのも、(6)を見れば分かる通り、その種の(つまり過去視線の)実践的三段論法は、従来の(つまり未来視線の)実践的三段論法が持っていた論理的妥当性を、完全に失ってしまっているからである。

アンスコムはこの欠点を容認した(*op.cit.*,§34)。彼女はそもそも、アリストテレスの主張する、実践的三段論法と理論的三段論法のパラレリズム(*ibid.*,§33,p.60)に反対であった(*ibid.*,§34,p.62)。

だが容認したとしても、私達は、どのみち何処かに、その拠り所を見つけなければならない。しかしながら、この要求は比較的容易に満たされる。というのは、過去視線の実践的三段論法を構成する仕方そのもの、即ち、話題の行為に対し「何故…？」と私達が問い掛け、行為主体が理由を答え、私達がそれを理解する、というコミュニケーションの成立に、その拠り所を見つけられるからである。だがこれはもちろん、(1)や(2)に匹敵する論理的形式性を持たない。故にこの拠り所を言い表すのにアンスコムは、「日常言語における途方もなく入り組んだ暗黙の規約」というウィトゲンシュタインのモチーフを引用している(*ibid.*,§43)。

§4 前提と結論の関係—心的因果性

けれども、論理的妥当性を失ってしまったなら、前提と結論は論理的な結び付

きを持たないことに成る。では、過去視線の実践的三段論法において前提と結論は、如何なる関係を持つと考えれば良いのだろうか。

無難なのは、「理由と帰結の関係」だとか「合理化の関係」という呼び名を宛がっておくことだろう。けれどもアンスコムはここでそういった呼び名を用いない。彼女が使うのは、「心的因果性(mental causality)」という呼び名である(op.cit., §16, p. 24, §10, p.16)。そして正にここで、

(7) 意図や動機¹⁴は、行為に対して、心的因果性を持つが、心的原因(mental cause)ではない。(op.cit., §10, p.16, §11, p.18, §12, pp.19-20(a)~(c), 管[1984], p.31(訳者注), 黒積[1996], p.3。抜粋ではない。)

という極めて難解な発言が為されるのである。(但し本稿の論展開上、「意図」や「動機」は、行為の理由としての、過去視線の実践的三段論法の前提部分を、「行為」はその結論部分を表す、ということを押さえておいて欲しい。)

まず「心的因果性」であるが、私はこれを、デイヴィドソンの言う「単称的因果言明(singular causal statement)」(Davidson[1980], p.149)の一種と理解して良いと思う¹⁵。これは両者(アンスコムとデイヴィドソン)がヒューム、要は、因果の規則説¹⁶を牽制していることから読み取られる(Anscombe[1957], §10, p.16, Davidson[1980], pp.15 f., p.160)。つまり心的因果性は、恒常的随伴¹⁷の様な一般化を必要としない、その場限りの一回性の直感、即ち単称的因果言明として認識できることなのである¹⁸。

では、心的因果性が単称的因果言明、要は個別的因果関係として解釈されるなら、その項である意図や動機は当然、原因と考えられるのではないか。しかしアンスコムは次の様に釘を刺す。

(8) 動機(や意図)は、私達に行為(の理由)を説明し得る。しかしそのことは、動機(や意図)が、原因(causing)という意味で、行為を「決定する」と言うことにはならない。(Anscombe[1957], §12, p.19, 黒積[1996], p.4。括弧は金子の補足。)

所謂、反因果説の主張である。この主張から、アンスコムが、心的原因のみならず原因の概念自体を、意図や動機に適用することを拒否している、と考えられても仕方が無い。にも拘らず、私はもう少し、彼女の議論に踏み込んで行きたい。そのために、元の難解な発言(7)の吟味へと、議論を戻そうと思う。

(7)の難解さは偏に、「心的原因」というアンスコム特有の用語にある。だが、私

の理解したところによれば、それは以下の通り、噛み砕いて説明できる。例えば、上述(§2 第二段落)のポンプ操作の例で、「彼」は、

(9) 「この国」の戦争を阻止しようと思った。

という自分の意図、行為の理由を、

(10) 「この国」の戦争を阻止せねばならないという思いが心の中に沸き起こった。

(11) 「『この国』の戦争を阻止せよ。」という声が頭の中に鳴り響いた。

などと描写(記述)する時があるかも知れない(cf. Ancombe[1957], §10, p.16)。この(10)や(11)が、心的原因なのである。これは、(10)や(11)と、アンスコムによる心的原因の典型例、「窓にヌッと誰かの顔が現れたからだ。」(ibid., §5, p.9 etc., 黒積[1996], pp.2-3)、「あの軍楽隊の演奏が私を興奮させたからだ。」(Ancombe[1957], §5, p.11, 黒積[1996], p.3)との、親近性を考えてみれば分かる。ポイントは意図を(10)や(11)の様に言い換える時、行為主体(=「彼」)が、自分の抱いた心的出来事を、何か、逆らい得ない自然現象として述べてしまう、という所にある。この点において(10)や(11)は、今述べたアンスコムの典型例¹⁹と親近性を持つと言える。

ここで問題に成るのは、(10)や(11)の言い換えにおいて、それまで(9)を答えることで行為の責任を一手に引き受けようとしていた「彼」の態度が、がらりと一変してしまう、ということである。つまり(10)や(11)の答えには、「自分は逆らい得ない因果連鎖の中でその行為をしてしまったのだ。」という責任転嫁の論理が、暗示されているのである²⁰。それ故、意図や責任を追及するため、行為の理由を問い詰めている者にとって、「心的原因は非常につまらないものである」に違いない(Ancombe[1957], §11, p.18)。

この様に、行為の理由を、心的原因と摩り替える時、私達が「何故…?」という問いで追求していた諸問題(行為の意図や責任)は、知らない内に有耶無耶にされてしまう恐れがある。アンスコムが意図や動機に原因の概念を適用することを拒否したのは、正にこの恐れからではなかったか。ならば、反因果説の主張(=8))で拒否された原因は、要は(7)と同じく、心的原因だったと考えられるのである²¹。

この私の読解が認められるなら、逆に、原因の概念を、心的原因から切り離し、「当の行為に着手した際いくつか考えられる理由のうち行為主体が心に抱いていた本当の理由」という意味で、原因の概念を理由の概念に上手く被せる限り、行為

の理由を行為の原因と見做すことに障害は無いと思われる。否むしろ、過去視線の実践的三段論法で追及されるのは、正にこの手の「本当の理由」としての原因なのである²²。

§5 意図の併呑

前節で、過去視線の実践的三段論法における前提と結論の関係が、心的因果性として特徴づけられた。そして更に、その因果性において前提は、ただの理由ではなく、行為に着手した「本当の理由」という意味での原因とも考えられると論じられたのだった。ところが(6)を見ると、過去視線の実践的三段論法において前提は一つでなく、複数積み上げられている。この有り様において、全ての前提が「本当の理由」であり、行為に対して心的因果性を持つ、と考えれば良いのだろうか。

結論から述べると、そうではない。というのも、私達は、(6)の諸前提を構成する意図の間に、次の包摂関係を見て取られるからである。例えば、(6)において、

(12) 「彼」は、「あの家」の住人を殺そう、と思った。

という意図は、

(13) 「彼」は、「あの家」に毒を流し込もう、と思った。

という意図を包摂する。しかもこの時、前者(=12)が後者(=13)を惹き起こしたと考える必要も無い。

この、過去視線の実践的三段論法に認められる、前提での、意図同士の包摂関係を、アンスコムに倣い「併呑(swallow up)」と呼ぼう(op.cit.,§26,p.46)。だが一体、私達はどうして、意図の併呑という関係を認められるのだろうか。

これは原理的に、アンスコムにより提案され、現代の行為論に広く受け入れられた、次の見解に負っている。

(14) 一つの行為は、それが原因と成る出来事の発生を待って、様々に再記述される。(op.cit.,§§23-26,pp.40-46, Davidson[1980],p.4,p.110,p.165etc.)

例えば、「あの家」に毒を流し込んだ、という行為は、「あの家」の住人の死、とい

う出来事の発生を待って、「『あの家』の住人を殺した」と再記述される。この原理が意図の併呑にも働いているのである。

しかしながら意図の場合、そこで目指される行為は、その意図を心に抱いた時点では未だ実行されていないし、ましてや、その行為が原因と成る他の出来事など当然、発生していない。そこで、「一方の意図で目指される行為が、他方の意図で目指される行為として再記述されるための出来事を惹き起こす。」という因果関係に対する信念が、(14)の原理を補足する形に成る。例えば、(13)で目指されるタイプの行為(「あの家」の貯水槽に毒入りの水を供給する)が、(12)で目指される行為(「あの家」の住人を殺す)として再記述されるための出来事(「あの家」の住人の死)を惹き起こす、という因果関係を、私達は予測できる。この因果関係に対する信念が、(12)による(13)の併呑を可能にするのである。

過去視線の実践的三段論法においては、この因果関係に対する信念も、否それこそが、行為主体の口によって語られなければならない。というも、それを語ることが、先に(§3 最終段落)、「コミュニケーションの成立」という曖昧な表現で済ませてしまった、その抛り所を明らかにするのだから。(6)について言えば、それは次の様に成る²³。

- (6) 「彼」は、「この国」の戦争を阻止しよう、と思った。(=(9))
- 「彼」は、「この国」の首相が戦争の計画をしている、と知っている。……(i)
 - 「彼」は、「この国」の首相が「あの家」の住人である、と知っている。
 - 「彼」は、「この国」の首相を殺せば戦争が阻止される、と信じている。
-
- ∴ 「彼」は、「あの家」の住人を殺そう、と思った。(=(12))
- 「彼」は、「あの家」に毒を流し込めば住人は死ぬ、と信じている。……(ii)
-
- ∴ 「彼」は、「あの家」に毒を流し込もう、と思った。(=(13))
- 「彼」は、ポンプで汲み出される水が毒で汚染されている、と知っている。……(iii)
 - 「彼」は、ポンプを動かせば「あの家」に毒が流れ込む、と信じている。
-
- ∴ 「彼」は、ポンプを動かした。

この複合三段論法(polysyllogism—須藤[1947],p.138)こそが、過去視線で述べられた(6)の背後にあった論理である。そして、上述の通り、因果関係に対する信念(と背景知識)に補足される形で、(ii)を介し、毒を流し込む意図(=(13))が、殺害の意図(=(12))に併呑され、(iii)を介し、殺害の意図(=(12))が戦争阻止の意図(=(9))に併呑される。最終的に、(6)(ないし(6'))という過去視線の実践的三段論法全体において

主張されるのは、戦争阻止の意図とポンプ操作の行為の間の心的因果性ひとつだけ、ということに成るのである。

§6 未来視線の実践的三段論法の位置づけ

ところで(6)について、「(iii)だけ、(i)や(ii)と違い、意図と行為を関係付けているのはおかしい。」と思われるかも知れない。だがこの点は、過去視線の実践的三段論法の意義を振り返れば了解できるはずである (§3 の②参照)。過去視線の実践的三段論法はそもそも、話題の行為が如何なる理由で為されたのかを説明するものである。だから何よりも、行為を結論部分におく(iii)が、初めに形成されねばならない。(i)と(ii)は、(iii)の到達点と成る大前提、即ち意図を更に追求した結果、(iii)に上積みされるものであり、言わば(iii)の前起三段論法(prosyllogism—須藤[1947],p.139)なのである。従って「(iii)が、(i)と(ii)と違う。」という見方の方がおかしい。意図と意図を関係付ける(i)と(ii)は、(iii)の延長に過ぎないのである²⁴。

しかしながら(6)においてその様に、(ii)から(i)へと延長して行く中で、問題としているのは、(iii)で到達された大前提、即ち意図(=13))を、最終的に何処に帰着させるのか、何処に併呑させるのか、という重要な問題でもある。そこでもし、(6)を額面通りに取るなら、「彼」の行為(ポンプ操作)の意図は、毒の供給(=13))でも、殺害(=12))でもなく、戦争の阻止(=9))だった、ということに成ろう。「彼」自身はこう主張することにより、自分の行為に向けられた、毒の供給や殺害といった悪意への非難を、戦争の阻止という崇高な意図の下、遣り過ごせるのである。

けれども私達は、この「彼」の自己正当化に疑いの目を向けることもできる。例えば(6)の(i)を見て欲しい。その三段論法自体は理解できる。しかし、私達はその三つ目の小前提に対し、「首相を殺せば戦争は阻止される、と普通考えるだろうか。」と疑問に思はずである。そしてこの疑問が正当である限り、私達は、(6)の(i)における意図の併呑を虚偽として退けることができる。それどころか、「『彼』の意図はやはり殺害にあったのだ。」と結論付けられるのである²⁵。

だが尚、「彼」が本当に、「この国」の戦争を阻止しようと思っていたらどうなるだろうか。この場合、私達は、「彼」の置かれていた当時の状況に身を置き、「戦争を阻止しようと思っていたのなら、何をすべきだったのか。」と自問することに成る。これは(6)の(i)に取って代わる実践的三段論法を、未来視線で考え直している、と言えるだろう。例えばそれは、次の様に成る。

(15) 「彼」は、「この国」の戦争を阻止しよう、と思った。

「この国」の首相が「あの家」の住人である。

如何なる人も、「この国」の戦争を阻止しようと思ったからと言って、

「この国」の首相を殺すべきではない。

∴ 「彼」は、「あの家」の住人を殺すべきではない。

この未来視線の実践的三段論法が、(6)の(i)と違い、論理的妥当性を持つことは、§1 以来の論点から外れない。そしてこの(15)から、私達は正しくも、しかも論理的妥当性をもって、殺害すべきでない結論付けるのである。

しかしこの結論は消極的なのである。逆に、「この国」の戦争を阻止しようと思うのなら何をすべきなのか、「彼」の置かれた状況から察するに、私達は積極的な答えを見出せない。これは偏に、戦争を阻止しよう、という様な特殊な状況においては、私達が、(15)の二つ目の小前提に取って代わる

(16) 如何なる人も、～ならば、…すべきだ。

という形の積極的な指針を見出せないからである²⁶。もちろん、全ての状況において(16)に該当する指針が見出せない訳ではない(例えば「この建物でトイレに行きたければ、二階に行くべきだ。」等)。しかし「彼」の置かれた状況に限って言えば、(16)に該当する指針、言わばマニュアルが有る筈もないのである。

ここで(16)が、(1)の大前提、正確には(2)の大前提に対応することに注目して欲しい。そして今述べた通り、「彼」の置かれた状況では、(16)に該当する指針が見出せない、と断言されてしまうなら、そもそもその種の状況では、「大前提」に当るものを欠くため、(1)や(2)の様な未来視線の実践的三段論法を形成することができない、と言わざるを得ない。つまり、「彼」が本当に「この国」の戦争を阻止しようと思ったのだとしても、その手段を計算してくれるところの未来視線の実践的三段論法は存在しない²⁷。

ならば、「彼」の置かれた状況において、未来視線の実践的三段論法が積極的に寄与する所は無いのか。いや、たとえ手段の計算に寄与する所が無くても、その手段によって実現される目的、つまり意図そのものの方に私達は考察を及ぼせることができる。つまり、戦争阻止という「彼」の意図を、大前提とするのではなく、結論に位置づける形で、未来視線の実践的三段論法を形成し得るのである。

この形で三段論法を形成する時、私達は、戦争阻止の意図を心に抱いた、「彼」

の個人的方針や倫理的背景にまで考察を及ぼせることに成る。しかしこれは過去視線における事実的な探求ではない。「彼」の状況に身を置き換えて、何をすべきか、と零から考え直す作業である。この手の倫理的考察はアンスコム嫌った所であったが(Anscombe[1957],§41,p.78)、「何をすべきか?」という問いに答える未来視線の実践的三段論法には、正にこの意図の端緒にまで立ち返った考察こそが、相応しいはずである(§3 の①参照)。そしてこのため、未来視線の実践的三段論法の本分は専ら意図に関わることであり、具体的な行為の算段ではなくなる。故にこの限りにおいて、本稿初めの難点(結論部分において何ら現実における行為の発生を明言していない—§1 最終段落)は難点でなく、ありのままの事実を示していたのである²⁸。

Anscombe,G.E.M.[1957], *Intention*, Harvard U.P.

Davidson,D.[1980], *Essays on Actions and Events*, Oxford U.P.

Hume,D.[1739], *A Treatise of Human Nature*, Oxford at the Clarendon Press.

Ichinose,M.[2003],“The Chance of Hume’s Freedom”, in *Philosophical Studies* X X I ,
The University of Tokyo.

飯田隆[1995],『言語哲学大全III』,勁草書房。

[2002],『言語哲学大全IV』,勁草書房。

一ノ瀬正樹[2001],「自由・偶然・未来」,『ヒューム読本』所収,法政大学出版局。

門脇俊介[1995],『現代哲学』,産業図書。

金子裕介[2006],「意志の解明」,日本哲学会第 65 回大会発表原稿。

[2007],「どのようにして倫理的に善い行為は発生するのか」,

日本哲学会第 66 回大会発表原稿。

菅豊彦[1984],『インテンション』,産業図書(Anscombe[1957]の訳)。

黒積俊夫[1996],「何故?」と「何のために?」,名古屋大学文学部研究論集『哲学』第 42 号所収。

黒田亘[1975],『経験と言語』,東京大学出版会。

須藤新吉[1947],『論理学綱要』,内田老鶴圃。

¹ 本稿は、日本科学哲学会第 40 回大会発表原稿である。

² 論理形式を見易いように、原文を一部変更している。付け加えるに「私」は、行為主体を脈絡に関係無く、一般的に論じるための個体定項の補助記号とする。つまりこの表現で書き手の金子が意味されることはないし、言語表現自体の名指し(クワインが「mention」と言うこと)が為されることもない。「これ」などについても同様に考えて欲しい。

³ 厳密には「前提(大前提と小前提)の下、結論が論理的に帰結する。」と言うべきだろう。

⁴ 実際、アンスコム自身が論じているのは命令法や「had better」等を使った書き換えであるが(Anscombe[1957],§33,p.58,pp.60-61)、論旨は損なわれないと思うので本文の通りにした。

⁵ 義務論理の成果の一つである「(p であるべきだ)→p」の非妥当性は、このことを端的に表している(e.g.飯田[1995],p.179)。

⁶ 飯田隆による時制辞「る」の分析を参照(飯田[2002],pp.316f.)。

⁷ 「proof syllogism」(ibid.,§33,p.60etc.)と呼ばれるものも理論的三段論法の一つと考える。

⁸ この手の答えについては、Anscombe[1957],§15 で突っ込んだ議論が為されている。

⁹ アンスコム自身の例としては、Anscombe[1957],§23,p.38, §38,p.72 参照。

¹⁰ この話の行為主体を「彼」、家を「あの家」、国を「この国」と表す。註 2 参照。

¹¹ 本稿で「→」は、実質的条件法、合理化関係、因果関係など様々な意味で用いられているが、文脈から分かると思ったので、いちいち断らなかつた。

¹² 「未来視線(the look at the future)」と「過去視線(the look at the past)」という表現は、Ichinose[2003],pp.5-6、一ノ瀬[2006],pp.61f.の考え方を踏襲している。私自身は心的出来事と行為の関係を考える際、それを未来視線で考えるか、過去視線で考えるかによって、異なった関係が見出されると考えている。(金子[2006]は後者を、金子[2007]は前者を扱っている。)ちなみにアンスコムにも、「過去視線の動機(backward-looking motive)」と「未来視線の動機(forward-looking motive)」という区別があるが(Anscombe[1957],§13,pp.20-21)、これは行為の理由としての動機の種類であり、目下の区別とはまた違った話である。

¹³ (3)は理論的三段論法として、実践的三段論法とは見做されない(§1 最後から二段落目)。

¹⁴ アンスコムの論述から読み取る限り、「動機(motive)」は「行為の理由」と同義であり、「意図(intention)」は「未来視線の動機」(註 12)と見做すことができる(Anscombe[1957],§§12-13)。

¹⁵ 但し次の違いに注意しておかねばならない。(i) アンスコムの心的因果性は、観察によらずに知られる、という行為主体の内的認識であることを特性としているが(Anscombe[1957], §16,p.24)、デイヴィドソンの単称的因果言明は、窓ガラスにボールが当り粉砕が発生する、といった物的出来事についての外面的な観察による認識にも適用できる。(ii) デイヴィドソンが行為の因果説において、心的出来事と行為の間に単称的因果言明を認めた時、それは最終的に神経生理学的な物的出来事の因果関係に還元される、ということをも前提としていたが(Davidson[1980],p.16,p.18)、アンスコムの言う心的因果性にはその前提が無い。

¹⁶ 「因果関係は二つの出来事の間に恒常的随伴が認められなければ主張してはならない」とする説。この説をヒュームが主張したことは、次の箇所から窺える。

私(ヒューム)は、原因と結果に関し、如何なる単一の事例(single instance)を考えても、行き詰まってしまい、それ以上先に進めない、ということ分かっている。(例えば一方の物体の運動が、衝突に際して、他方の物体の運動の原因と見做される。…しかし、この個別的事例(particular instance)の考察において、私達は、それ以上先に進めないのである。…(ここで気付くのは)必然的結合(という関係)があつて、それが考慮に入れられるべきだ、ということなのである。(Hume[1739-40],pp.76-77. 意識している。)

こうして、ヒュームは、因果関係を個別性において考えるだけでは不十分であり、それを一般的な必然的関係のレベルで考えなければならない、と主張するに至るのである。

¹⁷ 「原因のタイプの出来事が発生したとき常に結果のタイプの出来事も発生している」ということ(Hume[1739-40],p.87)。

¹⁸ この手の因果関係の認識の仕方は、総じて、「因果の知覚説」と呼ばれ、因果の規則説と対立させて考えられる。黒田[1975],p.276,p.282 を参照。

¹⁹ アンスコムの例も本当は次の様に細分化して述べなければならない。窓にヌツと顔が現れたこと(物的出来事)→驚いたこと(心的原因)→コップをテーブルから落としたこと(行為)。軍楽隊の演奏(物的出来事)→興奮(心的原因)→部屋を歩き回ること(行為)。

²⁰ 行為の因果説に対する、逸脱因果の反例(cf.門脇[1995],p.183)は、この点を見逃していると思う。元々或るタイプの行為を目指した欲求と、精神の動揺を惹き起こした欲求とでは、似て非なるものが論じられているのである。前者の欲求は行為の理由であるが、後者の理由は心的原因として描写された欲求であり、行為の理由とはならない。また、この区別を踏まえた上で言うが、行為の理由としての動機は、自然と心の中に「生じる」のではなく、やはり、行為主体が自発的に「心に抱く」事柄なのである。金子[2007]の発表の際、私は、「心的出来事を『心に抱く』と表現するのは不自然ではないか。」という旨の批判的指摘を受けた。これがそれに対する、私の最終的な答えである。

²¹ ここで、アンスコムが心的原因を持ち出してきたのは、自発性を議論する脈絡においてだった、という点を振り返っておくべきだろう。その概略は次の通りである。(I) まず、既に述べた通り(§2 第二段落、意図的行為が「何故…?」という問いを受け入れる行為として定義される。(II) 次に、その「何故…?」という問いが受け入れられるか否かの基準として、自発性の概念が導入される(Anscombe[1957],§7,p.12)。(もちろん受け入れられないのは話題の行為が非自発的な時である。) (III) そして更に非自発的な行為として、次の三つのクラスに分類されるのである。(i)

自律神経系の行動(例えば腸の蠕動)の様な、その行為自体、観察によってしか知り得ず、しかも神経生理学的な物的原因によって惹き起こされたもの。(ii) 膝蓋腱反射の様な、その行為は観察によらずに知られるが、神経生理学的な物的原因によって惹き起こされたもの。(iii) そして本文で「アンスコム の 典型例」として取り上げた、その行為自体、観察によらずに知られるが、心的原因によって惹き起こされたもの。(以上の概略は、黒積[1996],pp.2-4 による。)

以上の議論の脈絡で考えると、もし意図や動機が心的原因の一種と見做されたなら、「何故…?」という問いを受け入れる形で行為主体がそれらを答えたにも拘らず、それらは心的原因であるために非自発的行為の構成要素であることに成り、行為主体は結局「何故…?」という問いを実は受け入れていなかったことに成る。それどころか、行為主体が「何故…?」という問いを受け入れるなら、絶対、意図や動機は答えられなくなる。しかし、意図や動機を答える以外に、如何なる答えがあると言うのか。この逆説的状况を避けるために、アンスコムは意図や動機を心的原因という概念から、できる限り引き離さなければならなかったのである。そしてこれが(8)の反因果説の主張された経緯だと私は思う。

²² もっとも私は、原因は出来事の発生を含意する、という点で理由と厳格に区別されなければならないとも考えている。(別の観点からの議論に、門脇[1995],pp.178-180 がある。) また私の議論は一見して分かる通り、基本理由(primary reason—Davidson[1980],p.4)に当る「行為のための理由(reason for action)」の中から、「行為をなした理由(the reason why a person did the action)」を炙り出す、というデイヴィドソンの因果説の路線と同じである(ibid.,p.9)。しかしデイヴィドソンは、行為をなした理由としての心的出来事に因果的効力を与えるため、それを神経細胞の興奮といった物的出来事に還元してしまった(cf.註 15)。この一点で私はデイヴィドソンと大きく袂を分かた(金子[2007],§6)。私の「行為の因果説」は、金子[2006]で一度述べたことがあるが、むしろカントをベースにしたものである。

²³ 註 9 と同じ箇所(Anscombe[1957],§23,p.38, §38,p.72)をもう一度見て欲しい。

²⁴ だから私達は、二種類の過去視線の実践的三段論法を形成すると言えらる。即ち、(I) 心的因果性を表す(6)の(iii)や、(6)の様なものと、(II) 併呑関係を表す(6)の(i)や(ii)の様なもの。前者はデイヴィドソンが言う「because」の関係とも考えられる(Davidson[1980],p.9)。いずれにせよ、§3 で失われた論理的妥当性は、これらの関係に取って代わられるのである。

²⁵ 金子[2006],§6 で帰納法に訴え扱った問題は、正にこれと同じものである。

²⁶ アンスコムはこのことを正しくも認識していた(Anscombe[1957],§33,p.62)。

²⁷ 未来視線の実践的三段論法の代替案としては、意思決定理論(decision theory)が考えられるが、「彼」の置かれた状況でその理論を適用した時、選択肢としての行為は、

- (*) 「この国」の首相を殺害することによって戦争の阻止が実現される
 - 「この国」の戦争が阻止されることに対して「彼」が与える価値
 - 「この国」の首相を殺害しても戦争の阻止は実現されない
 - 「この国」の戦争が阻止されないことに対して「彼」が与える価値
- (**) 反戦のピラを撒くことによって戦争の阻止が実現される
 - 「この国」の戦争が阻止されることに対して「彼」が与える価値
 - 反戦のピラを撒いても戦争の阻止は実現されない
 - 「この国」の戦争が阻止されないことに対して「彼」が与える価値

といったものに成り、帰結の価値が共有されるため、結局、期待値計算において前件の命題に対する確率配分だけが物を言うことに成る。そしてその確率配分は、§5 以来、「因果関係に対する信念」と呼ばれて来た事柄と同じものである。故に、本稿の議論の脈絡で意思決定理論を持ち出して来ても、因果関係に対する信念に左右されて行動する、と言っているのと同じことに成り、その信念が客観的に決定されない限り、形式的で積極的な結論を出すことはできない。

²⁸ たとえ(16)の形式の指針が存在し、それに関する未来視線の実践的三段論法が形成されたとしても、その結論は依然として「べし」であるために、現実の行為を含意するとは言えない。これは(2)について既に述べたことである(§1 第五段落)。しかし「べし」と意図との関連は本稿では詳論されなかった。(16)がカントの仮言命法の形式でもあることは一目で分かることだが、私は、これらの問題をカント研究として先送りしておく。